

～オーダーメイドの企業型「確定拠出年金制度」～

「ながぎんDCプラン」



Contents

- 1 企業型確定拠出年金制度とは
- 2 制度設計について
- 3 選択制の制度設計例
- 4 税制優遇措置について
- 5 導入効果のシミュレーション
- 6 ながぎんDCプランの特長
- 7 ながぎんDCプランの仕組み
- 8 運用商品ラインナップ
- 9 制度の運営費について
- 10 制度導入までのスケジュール例
- 11 必要書類のご案内
- 12 ながぎんDCプランの概要
- 13 よくあるご質問(Q&A)



1 企業型確定拠出年金制度とは

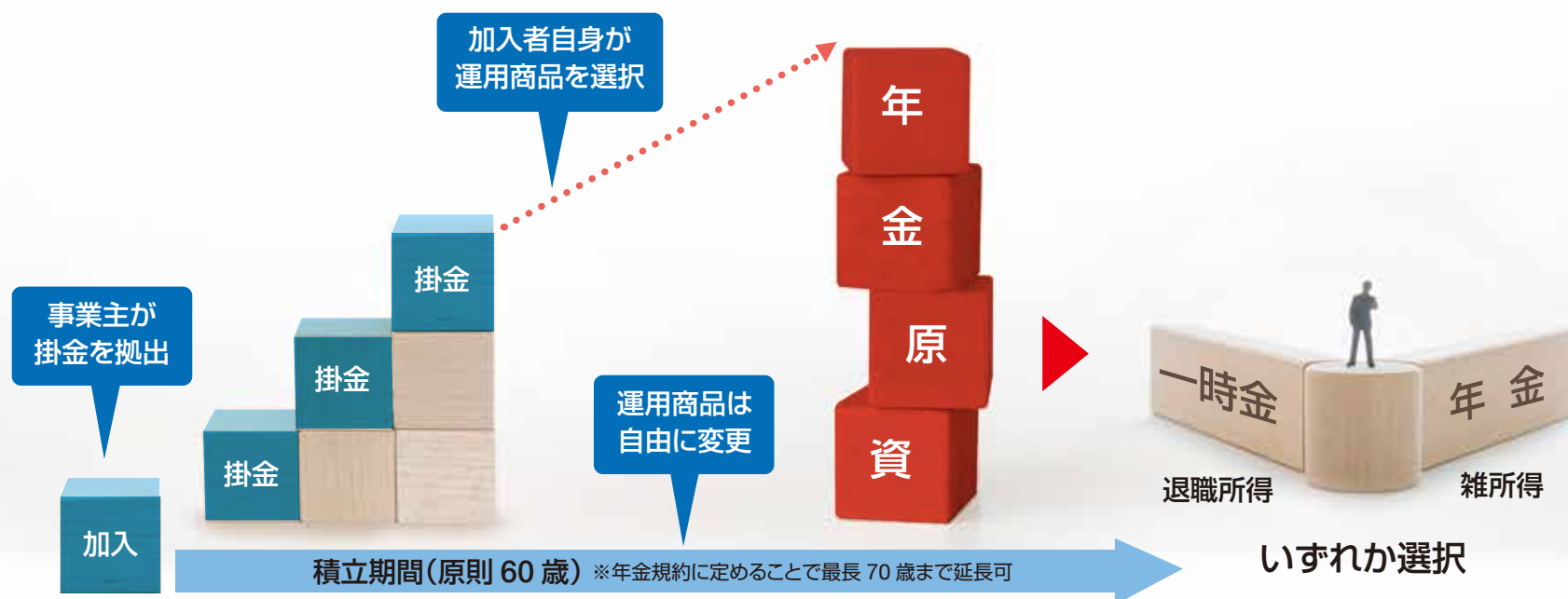
企業型確定拠出年金制度とは、企業が掛金を負担し、加入者自ら運用商品を選択、運用する企業年金制度です。

Point 1 事業主が厚生局に申請し、承認を得て確定拠出年金制度を導入します。

Point 2 事業主は、掛金を加入者の確定拠出年金口座に拠出します。

Point 3 加入者は自ら運用商品を選択し、年金資産を運用します。

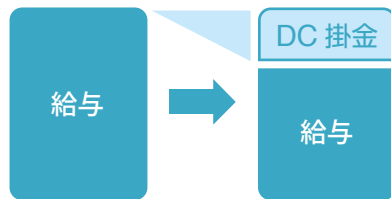
Point 4 原則 60 歳で受給権を取得し、一時金もしくは年金で受け取ります。



「ながぎんDCプラン」は、選択制の他 ご要望に応じたコンサルティングをご提供します

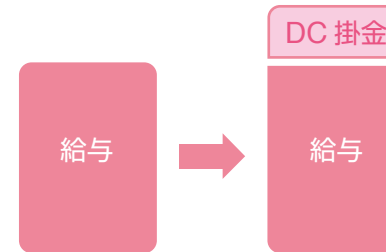
設 計 例

【①選択制】



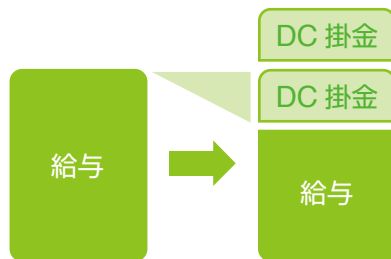
給与を減額し、その減額分を任意積立部分（生涯設計手当）とします。対象者には制度加入の選択権を付与します。加入者の積み立てる掛金は全額非課税、社会保険料算定の対象からも外れます。事業主は折半負担する社会保険料の負担軽減が期待できます。

【②給与に上乗せして支給】



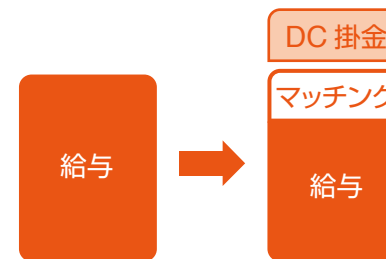
現行の給与体系を変更せず、事業主は加入者の確定拠出年金口座に掛金を退職金として拠出します。事業主は確定拠出年金の掛金として拠出することで、退職給付債務の計上が不要になります。

【③給与に上乗せ支給+選択制】



①と②の併用です。選択制を併用し、会社から支給される掛金に上乗せすることで、より多くの年金資産を積み立てることができます。①②合わせて月額最大 55,000円まで積み立てできます。

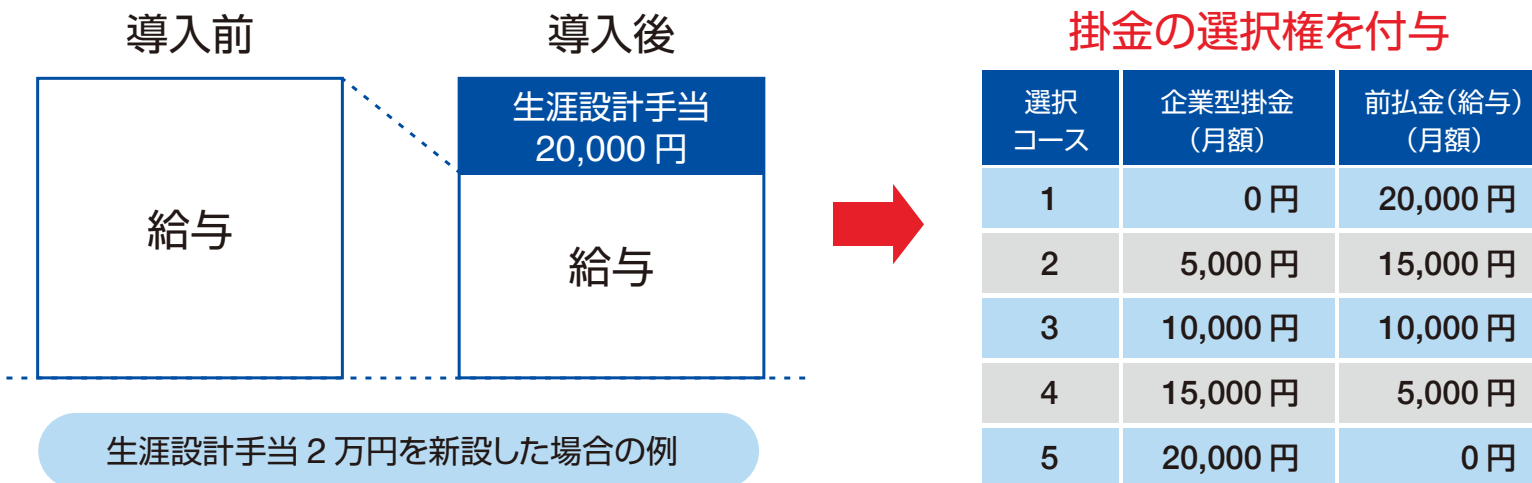
【④マッチング拠出】



会社が拠出する掛金の範囲内で、従業員は自身の所得から掛金を上乗せして拠出できます。マッチング拠出による掛金は、選択制と異なり社会保険料算定の対象とはなりませんが、全額所得控除されるため、税金はかかりません。

3 選択制の制度設計例

- 1 現行給与を一部減額し※、減額分と同額の「生涯設計手当」を新設します。
(※不利益変更とならないよう、実質の支給金額は変えません。)
- 2 「生涯設計手当」は、その一部または全部を確定拠出年金の掛金として拠出するのか、給与として受け取るのかを従業員が選択します。
- 3 確定拠出年金の掛金を選択した場合、税金(所得税・住民税)や社会保険料の算定基礎から外れます。(給与を選択した場合は外れません。)



4 税制優遇措置について

確定拠出年金制度には、3つの「**税制優遇**」があります。

① 積立

掛金が
非課税

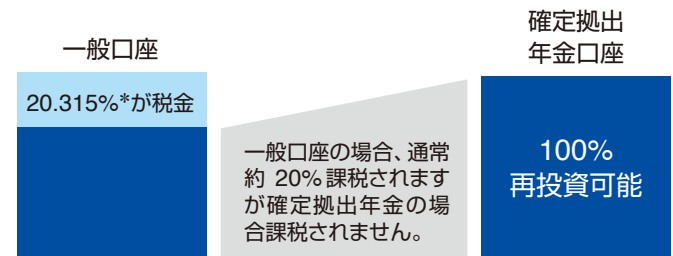
掛金は**全額非課税**で積み立てが可能です。
事業主が負担する掛金は、**福利厚生費**として損金として計上できます。

「選択制」の設計の場合は、**社会保険料も対象外**になります。

② 運用

運用益が
非課税

運用益は非課税です。
年金資産を効率良く積み立てできます。



③ 受取

各種控除で
税軽減

一時金受取: 退職所得控除を活用できます
例) 積立期間30年(その他の退職金支給なし)の場合

1,500万円まで非課税

年金受取: 公的年金等控除を活用できます
例) 65歳時の受け取り(その他の年金収入なし)の場合

年間110万円まで非課税

(公的年金と合算します。)

*当税率は、20%の譲渡益への課税に加え、復興特別所得税2.1%を加えたものです。
※詳細な計算方法は、専門家または税務署等にお問い合わせください。

5 導入効果のシミュレーション

掛金を積み立てることによる「税・社会保険料の効果」

「選択制」の制度設計により、加入者(従業員・役員)は掛金を税金、社会保険料の負担なく積み立てることが可能です。事業主は折半負担する社会保険料の負担軽減を期待できます。

■選択制で、月に1万円を確定拠出年金の掛金として拠出した場合(年齢30歳 給与25万円)

	拠出前	拠出後	効果
社会保険料*1	447,984円	413,856円	▲34,128円
税金(所得税・住民税)	169,900円	162,300円	▲7,600円
合計	617,884円	576,156円	▲41,728円

年間12万円を積み立て
約**4.2万円**の
負担軽減と
なります!



■同じ老後資金の積み立てでも(積み立て後の手取り金額を同じとする場合)(年齢30歳 給与25万円)



確定拠出年金は、税金と社会保険料を支払う前に1万円の掛金を積み立てます。一旦、給与として受け取ると、税金と社会保険料を支払った後、積み立てることとなります。



*1 厚生年金保険料(2017年10月納付分より固定)、健康保険料(東京都2021年4月納付分)、雇用保険料(2021年4月納付分)の合計です。
* 税効果については、所得税と住民税の軽減額の1年分を合計した金額です。それぞれの課税時期が異なることから、実際の年間の軽減額とは異なります。
* 税金は掛金額に応じて負担軽減されますが、社会保険料は掛金額に応じて決定される「標準報酬月額」の変動による標準報酬等級のダウンによって起こり得るものです。従って、加入者の収入と掛金額によっては効果が表れない場合もあるのでご注意ください。また、標準報酬等級のダウンによる将来支給される老齢厚生年金の額が減少する可能性があります(老齢基礎年金には影響ありません)。
* 課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。

1

加入者 1 名から導入が可能です。

一般の金融機関ではお引き受けが難しかった中小企業・小規模企業も導入可能です。
人数に関わりなく、加入者 1 名、役員のみでの事業所でも導入できます。

2

充実した運用商品ラインナップをご提供します。

インデックス型の運用商品は手数料の低い良質な運用商品を提供します。
もちろん、投資信託の購入時手数料(販売手数料)は無料(ノーロードファンド)です。

3

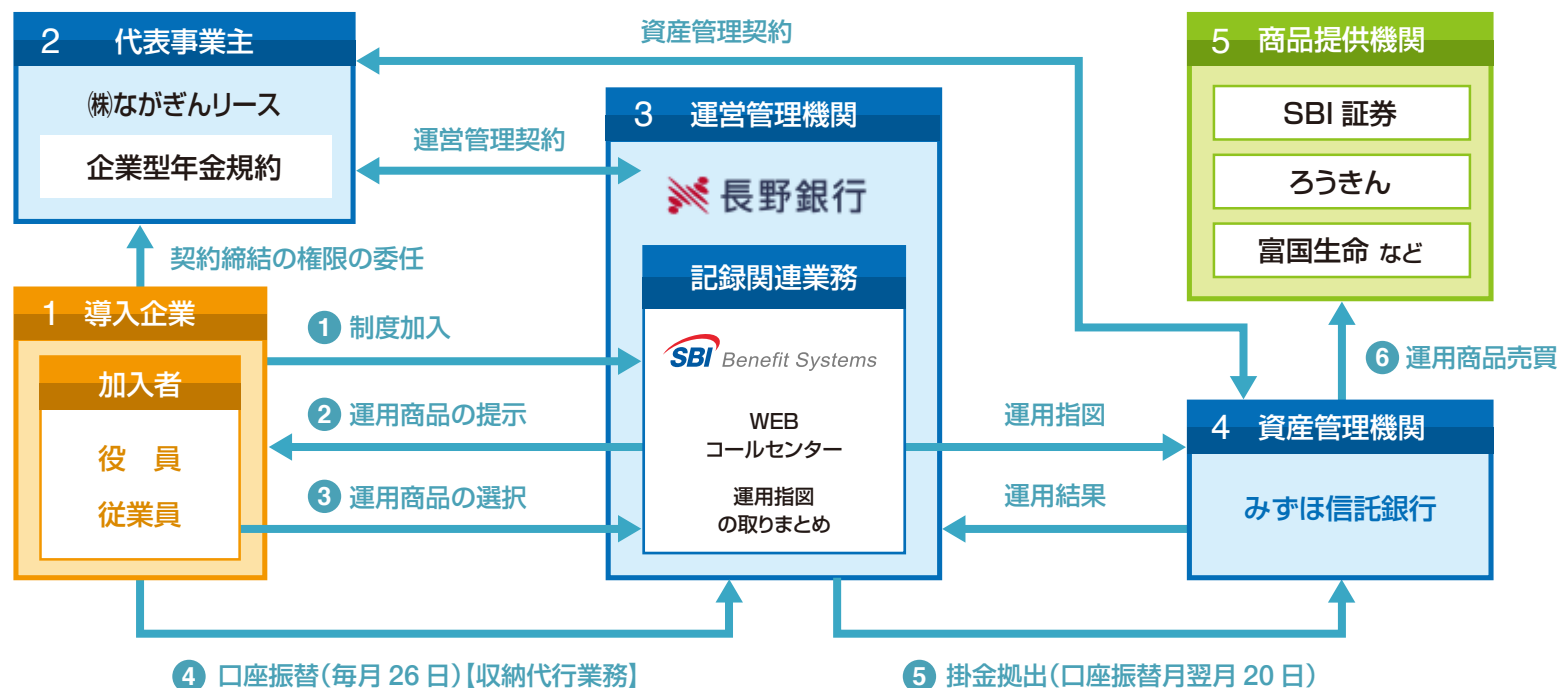
規約申請に関する支援、導入のコンサルティングをご提供します。

任意加入の選択制の他、お客様のご要望に応じたコンサルティングをご提供します。



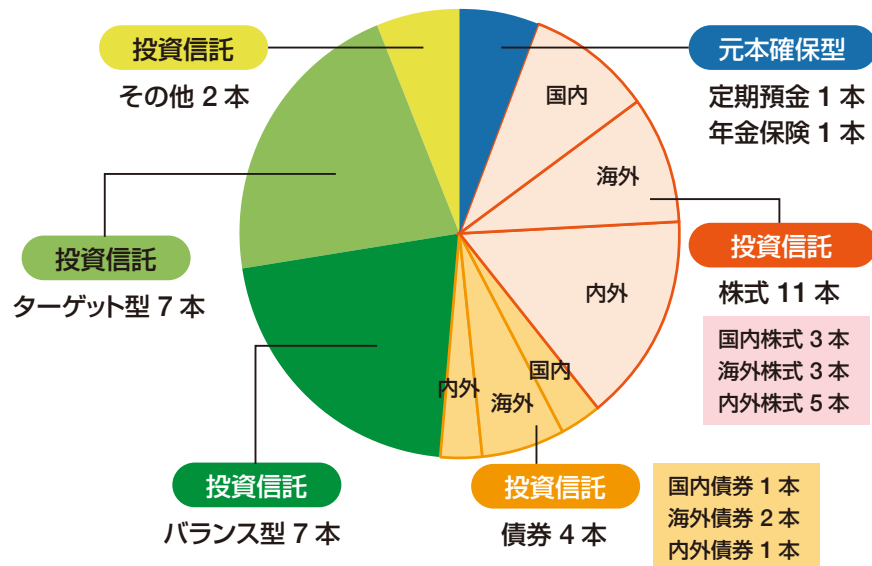
7 ながぎんDCプランの仕組み

- 1 導入企業** 厚生年金の適用事業所単位で地方厚生局に設立の申請をし、確定拠出年金制度を実施します。
- 2 代表事業主** 導入企業より契約締結の権限の委任を受け、代表企業として運営管理契約、資産管理契約を締結します。
- 3 運営管理機関** 代表事業主との運営管理契約に基づき、導入企業の確定拠出年金制度の運営を行います。
- 4 資産管理機関** 代表事業主との資産管理契約に基づき、年金資産の信託業務を行います。
- 5 商品提供機関** 運営管理機関が選定した運用商品を提供します。



8 運用商品ラインナップ

商品構成(全 33 商品) 2022 年 3 月現在



信託報酬

ファンドを保有している期間にかかる運用管理費用です。信託財産から自動的に差し引かれています。

信託財産留保額

ご解約(またはご購入)の際に換金代金(または買付代金)から差し引かれるものです。運用の安定性を保つために信託財産に留保されます。

元本確保型商品

カテゴリー	運用商品名	運用会社名
定期預金	ろうきん定期(スーパー型)	労働金庫連合会
年金保険	フコク DC 積立年金(5年)	富国生命

インデックス型運用(パッシブ)は業界最低水準の信託報酬手数料を実現しました!
購入時手数料(販売手数料)も無料(ノーロード)となります。



元本変動型商品(パッシブ)

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬(税込)	信託財産留保額
国内株式	三井住友・DC つみたてNISA日本株・インデックスファンド	三井住友 DS アセットマネジメント	0.176%	-
	ニッセイ日経平均インデックスファンド	ニッセイアセットマネジメント	0.154%	-
海外株式	ニッセイ外国株式インデックスファンド	ニッセイアセットマネジメント	0.1023%	-
	EXE-i 新興国株式ファンド	SBI アセットマネジメント	0.3615%程度	-
	SBI・V・S&P500 インデックス・ファンド	SBIアセットマネジメント	0.0938%程度	-
内外株式	SBI・全世界株式インデックス・ファンド<雪だるま>(全世界株式)	SBI アセットマネジメント	0.1102%程度	-
	SBI・先進国株式インデックス・ファンド<雪だるま>(先進国株式)	SBI アセットマネジメント	0.1022%程度以内	-
内外債券	EXE-i 先進国債券ファンド	SBI アセットマネジメント	0.417%程度	-
国内債券	三菱 UFJ 国内債券インデックスファンド(確定拠出年金)	三菱 UFJ 国際投信	0.132%	-
海外債券	野村外国債券インデックスファンド(DC)	野村アセットマネジメント	0.154%	-
バランス型	DC インデックスバランス(株式 20)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 40)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 60)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	DC インデックスバランス(株式 80)	日興アセットマネジメント	0.154%	-
	投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	アセットマネジメント One	0.649%	-
その他	DC ニッセイ J-REIT インデックスファンド A	ニッセイアセットマネジメント	0.275%	-
	三井住友・DC 外国リートインデックスファンド	三井住友 DS アセットマネジメント	0.297%以内	-

8 運用商品ラインナップ

元本変動型商品(アクティブ)

カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
国内株式	フィデリティ日本成長株ファンド	フィデリティ投信	1.683%	-
海外債券	SBI-PIMCO 世界債券アクティブファンド(DC)	SBI ボンド・インベストメント・マネジメント	0.8294%	-
内外株式	コモنز・30・ファンド	コモنز投信	1.078% 以内	-
	キャピタル世界株式ファンド (DC年金つみたて専用)	キャピタル・インターナショナル	1.085% 程度	-
	ひふみ年金	レオス・キャピタルワークス	0.836%	-
バランス型	セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド	セゾン投信	0.590% 程度	0.10%
	セゾン資産形成の達人ファンド	セゾン投信	1.550% 程度	0.10%

・最新の運用商品情報については、下記 URL のリンク先をご参照ください(情報の更新は、原則「月の第一週」に行います)。
https://www.benefit401k.com/universe/14_UniverseNagagin.html

元本変動型商品(ターゲット)

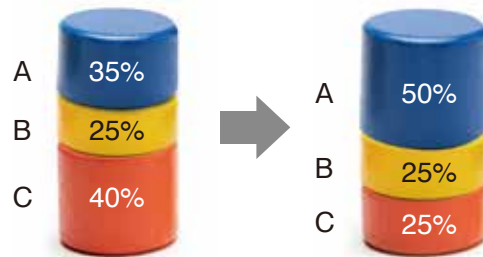
カテゴリー	運用商品名	委託会社名	信託報酬 (税込)	信託財産 留保額
ターゲット型	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2030	フィデリティ投信	0.3700% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2035	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2040	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2045	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2050	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2055	フィデリティ投信	0.3900% 程度	-
	フィデリティ・ターゲット・デット・ファンド(ベーシック)2060	フィデリティ投信	0.3800% 程度	-

- ・運用商品が未選択の場合は原則「ろうきん定期(スーパー型)」が自動的に選択されます。
- ・商品一覧の「信託報酬」欄の数値は、信託報酬以外にファンドの管理に係る費用が発生するものについては当該費用を加味した料率を表示しています。
- ・運用商品は、2022年3月時点の情報に基づいて表示しています。

運用商品は自由に変更可能です。

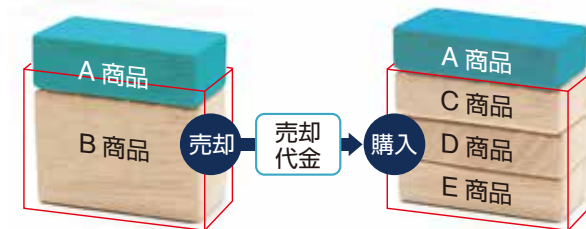
配分割合の変更

毎月の拠出金で買い付ける運用商品の比率を変更します。
 下記の例では商品Aの割合を増やし、商品Cの割合を減らしています。



運用商品の変更 (スイッチング)

現在保有している運用商品を売却・解約して、他の運用商品に買い換えることをいいます。



9 制度の運営費について

運営管理手数料等制度運営に係る費用は毎月 26 日に指定口座より振替します (表示金額は全て税込)

初期費用	■運営管理手数料・資産管理手数料																
	導入一時金 *1	110,000 円 (1 事業所あたり)	制度導入時の地方厚生局への申請書類の作成、申請代行費用を含みます。														
	口座開設手数料	3,300 円 (加入者 1 名あたり)	掛金を拠出する方のみ課金されます。														
	資産管理契約取扱手数料	33,000 円 (1 事業主あたり)	資産管理契約を締結するにあたり取扱手数料が課金されます。(厚生年金被保険者 50 名未満の場合)														
	■その他費用 (年金規約の作成、整備をサポート)																
導入サポート費用	22,000 円 (1 事業所あたり)	当費用は、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言サービスとして運営管理手数料とは別に事前にお振込みいただけます。															
経常費用 (月額)	■運営管理手数料・投資教育サービス費用																
	事業主手数料 *1	11,000 円 (1 事業所あたり)	<金額内訳> 事業主手数料：運営管理手数料 5,500 円／投資教育サービス費用 5,500 円 加入者手数料：運営管理手数料 330 円／投資教育サービス費用 110 円 ・加入者手数料は、掛金を拠出する方のみ課金されます。 ・投資教育サービスとは、運営管理機関が確定拠出年金法第 22 条に定める基礎的な資産運用に関する初期教育、継続教育を事業主に代わり企業型加入者へご提供するものです。														
	加入者手数料	440 円 (加入者 1 名あたり)															
	■資産管理手数料 *2																
事業所全体の年金資産の月末平均残高に応じて、資産管理機関の定める手数料がかかります。 (プラン全体の資産が 5 億円以下の場合 0.110%。資産残高の増加で逓減します。 料率は右記の資産残高区分ごとの数値をご覧ください。)																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産残高区分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 億円以下の部分</td> <td>0.110%</td> </tr> <tr> <td>5 億円超 10 億円以下の部分</td> <td>0.099%</td> </tr> <tr> <td>10 億円超 20 億円以下の部分</td> <td>0.088%</td> </tr> <tr> <td>20 億円超 50 億円以下の部分</td> <td>0.077%</td> </tr> <tr> <td>50 億円超 100 億円以下の部分</td> <td>0.066%</td> </tr> <tr> <td>100 億円超の部分</td> <td>0.055%</td> </tr> </tbody> </table>	資産残高区分	料率(年率)	5 億円以下の部分	0.110%	5 億円超 10 億円以下の部分	0.099%	10 億円超 20 億円以下の部分	0.088%	20 億円超 50 億円以下の部分	0.077%	50 億円超 100 億円以下の部分	0.066%	100 億円超の部分	0.055%
資産残高区分	料率(年率)																
5 億円以下の部分	0.110%																
5 億円超 10 億円以下の部分	0.099%																
10 億円超 20 億円以下の部分	0.088%																
20 億円超 50 億円以下の部分	0.077%																
50 億円超 100 億円以下の部分	0.066%																
100 億円超の部分	0.055%																
その他費用	移換手数料	4,400 円 (1 名 1 回あたり)	加入者が退職した際、他制度への資産移換や脱退一時金に係る費用としてご負担いただけます。														
	還付手数料	1,100 円 (1 名あたり)	還付手数料：退職等の届け出が遅れたために掛金が拠出され運用商品を購入してしまった時に会社に返金する組戻手数料です。 拠出停止作業費：掛金の拠出を停止する際に必要となる作業のための費用です。 ・還付手数料および拠出停止作業費は SBI ベネフィット・システムズにお支払いいただけます。 ・拠出停止費用は作業の実費に応じて手続き 1 回あたり 5,500 円よりご負担いただけます。														
	拠出停止作業費	5,500 円～ (1 回あたり)															
	変更申請等代行費用 制度保全事務費	5,500 円～ 22,000 円 (変更手続き 1 回あたり)															
			制度導入後の規約等の変更(脱退や加入者範囲変更等)に係る厚生局への変更申請代行費用もしくは関連諸規程の変更における制度保全事務費につき、その変更内容に応じて手続き 1 回あたり左記費用をご負担いただけます。														

*1 複数事業所の導入の場合、上記費用に導入事業所数を乗じた金額とは異なる場合がありますので、弊社までご照会ください。

*2 SBI ベネフィット・システムズが前月末残高を基に算出した月割りの金額を収納代行し、資産管理機関(みずほ信託銀行)に送金します。

・制度運営に係る費用は全て会社負担となります。

・上記手数料を口座振替するための費用(収納代行手数料)が 1 事業所あたり月額 330 円発生します。

9 制度の運営費について

運営管理手数料等制度運営に係る費用は毎月 26 日に指定口座より振替します (表示金額は全て税込)

任意選択サービス

その他費用		
従業員説明会 実施サービス	基本料金 22,000 円 ~ (実施 1 回あたり)	実施の内容(人数、会場)によっては別途料金が発生する場合があります。また交通費についても実費をご負担いただく場合があります。

【参考】1 年間にご負担いただく運営管理手数料の目安について
(基礎数値)加入者数 10 名/月の平均掛金額 10,000 円

初年度費用(概算)*1	費用内訳(年間)			
	初期費用		経常費用	
386,760 円 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	①導入一時金 (導入サポート費用含む)	132,000 円	運営管理手数料	④事業主手数料 66,000 円 5,500 円×12 ヶ月
次年度以降の費用(概算)*1	②資産管理契約取扱手数料	33,000 円	投資教育サービス 手数料	⑤加入者手数料 39,600 円 330 円×10 名×12 ヶ月
188,760 円 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	③口座開設手数料	33,000 円 3,300 円×10 名	その他手数料	⑥事業主手数料 66,000 円 5,500 円×12 ヶ月
				⑦加入者手数料 13,200 円 110 円×10 名×12 ヶ月
				⑧収納代行手数料 3,960 円 330 円×12 ヶ月
				資産管理手数料 *2 605 円 1 年目の概算数値です。資産の増減によって変動します

*1 資産管理手数料は年金資産の増減により変動するため当該費用の概算数値からは除いて算出しています。

*2 資産管理手数料の概算数値は料率(年率)0.11%(税込)、掛金額に対する利率 0% で算出しています。

投資教育資料もご用意しています

確定拠出年金の運用の基本から運用商品の種類の解説など冊子形式でご提供します



10 制度導入までのスケジュール例

4月制度開始のスケジュール例

	～11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
事業主	導入の意思決定 必要書類提出 就業規則 履歴事項全部証明書 社会保険料の領収済書 提出期限 11月10日	従業員説明会の開催 従業員代表者(または労働組合)の同意取得 申請関連書類のご署名ご捺印	厚生局へ規約申請(制度導入月3ヵ月前末日)		加入者登録 (給与明細変更)	運用商品選択 導入時教育 初回口座振替	初回掛金拠出
運営管理機関	制度設計サポート	制度申請サポート(導入コンサルティング)		事業所登録		スターターキット郵送	
長野銀行				事務運営マニュアル郵送	導入前事務手続きサポート	導入後事務手続きサポート	

11 必要書類のご案内

企業型年金規約の厚生局への承認申請にあたり、下記書類をご提出ください。

- 1 制度加入申込書** 制度加入にあたって必要な情報をご記入いただきます。
- 2 履歴事項全部証明書(コピー)** 直近の変更がなければ過去に発行されたものでも構いません。
- 3 就業規則** 編集可能な形式でご提出ください。従業員区分(契約社員や再雇用者など)ごとに別の定め(規則)があれば、それらも併せてご提出ください。
- 4 育児・介護休業規程** 編集可能な形式でご提出ください。
- 5 保険料納入告知額・領収済額通知書(コピー)** 申請月の前月から起算して3か月以内の発行年月のものをご提出ください。
(例：4月導入の場合、1月申請のため10月発行分以降のもの)
(サンプル参照)

保険料納入告知額・領収済額通知書 1817

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。


なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所管理記号				事業所番号			
納付年月	納付期間	健康助定	厚生年金助定	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金	子どものための給付助定
平成27年 5月	平成27年 6月30日	22775	34249	22775	34249	294	
合計額				¥57,318 円			


年	月	分	保険料	領収日	年	月	日
健康助定	厚生年金助定	子どものための給付助定	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当拠出金		
*****	*****	*****	*****	*****	*****		
合計額				***** 円			

平成27年 6月22日

歳入徴収官 

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構 年金事務所)

0011

株式会社  様

(裏面へつづく)

- 企業型年金規約の承認申請は、厚生年金適用事業所の就業規則等、関連諸規程が整備されていることが条件となります。
- 「履歴事項全部証明書」の内容に変更があった場合、申請書類の修正や制度導入日の変更が生じる可能性がありますので、ご了承ください。
- 規程に不備があり、その内容によっては申請をお断りすることがございますので、予めご了承ください。

12 ながぎんDCプランの概要

1	設立形態	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型：複数の会社が集まり同じ制度に参加する設立形態です。代表事業主は、参加企業を代表して規約の申請、事務のとりまとめを行います。 																				
2	加入資格	<ul style="list-style-type: none"> ・原則 70 歳未満の厚生年金保険被保険者(民間企業の役員、従業員または私立学校の教職員)。ただし、企業により加入の上限は異なります。※前払い退職金との選択制により任意加入制度とすることも可能です。 																				
3	掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・選択制をはじめとした各種掛金設計が可能です。法令上の拠出限度額は月額 55,000 円(その他の企業年金制度実施の場合月額 27,500 円)です。 ・掛金は全額損金の対象となります。 																				
4	資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・次に該当した場合、加入者は資格を喪失します。 ①企業型年金規約に定められた年齢に到達(事業所単位で原則 70 歳までの範囲で設定) ②退職 ③死亡 																				
5	給付	<p>1. 老齢給付金 原則 60 歳で受給権を取得します(通算加入者等期間 *1 が 10 年に満たない場合は最長 65 歳までスライド) 一時金もしくは年金を選択します。年金種類は 5 年・10 年・15 年・20 年の 4 種類です。</p> <table border="1" data-bbox="828 726 1859 853"> <thead> <tr> <th>通算加入者等 期間別の受取 開始年齢</th> <th>通算加入者等期間</th> <th>受取開始年齢</th> <th>通算加入者等期間</th> <th>受取開始年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10 年以上</td> <td>60 歳</td> <td>4 年~6 年未満</td> <td>63 歳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 年~10 年未満</td> <td>61 歳</td> <td>2 年~4 年未満</td> <td>64 歳</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 年~8 年未満</td> <td>62 歳</td> <td>2 年未満</td> <td>65 歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>60 歳以上での新規加入(通算加入者等期間 *1 が無い方)は、加入日から 5 年経過した日以降、受給可能となります。</p> <p>2. 障害給付金 所定の障害状態となった場合、一時金もしくは年金の受給権を取得します。</p> <p>3. 死亡一時金 加入者が死亡した場合、個人別管理資産額を規約に定める遺族に給付します。</p> <p>4. 脱退一時金 確定拠出年金は原則、60 歳未満での途中引き出しはできません。ただし、「個人別管理資産額が 1.5 万円以下の者」や「国民年金保険料免除者または日本国内に住所を有しない外国籍の方で、個人別管理資産額が 25 万円以下もしくは掛金拠出期間が 5 年以下の者」は、所定の条件を全て満たす場合のみ、脱退一時金を請求できます。</p>	通算加入者等 期間別の受取 開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢		10 年以上	60 歳	4 年~6 年未満	63 歳		8 年~10 年未満	61 歳	2 年~4 年未満	64 歳		6 年~8 年未満	62 歳	2 年未満	65 歳
通算加入者等 期間別の受取 開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢	通算加入者等期間	受取開始年齢																		
	10 年以上	60 歳	4 年~6 年未満	63 歳																		
	8 年~10 年未満	61 歳	2 年~4 年未満	64 歳																		
	6 年~8 年未満	62 歳	2 年未満	65 歳																		
6	中途退職時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が中途退職した場合、加入者自身が個人別管理資産の移換手続きを行います。 ①転職時 転職先の企業型確定拠出年金制度に移換するか、制度が無い場合には個人型もしくは通算企業年金へ移換します。 ②自営業者や専業主婦など 個人型へ移換します。 																				
7	税制	<ul style="list-style-type: none"> ・会社が拠出した事業主掛金は全額損金となります。 ・投資信託の売却益・配当益、銀行の定期預金の利息は非課税となります。 ・老齢給付金の一時金は退職所得控除、年金は公的年金等控除の対象となります。 ※個人別管理資産に掛かる特別法人税は現時点では、2023 年 3 月末まで凍結されています。 																				
8	運用指図方法	<ul style="list-style-type: none"> お手続きは WEB もしくはコールセンターで行います。 ・掛金の配分の変更 ・運用商品の変更(スイッチング) 																				

*1 企業型と個人型それぞれの加入者期間と運用指図者期間を通算した期間です。対象の期間は 60 歳到達までとなります。

13 よくあるご質問(Q&A)

<p>Q1 加入者1名でも企業型を導入できますか？</p>	<p>A1 確定拠出年金法では企業型の設立に人数要件はありません。厚生年金の適用事業所であれば導入可能です。ながぎんDCプランはSBIベネフィット・システムズにシステムを再委託することにより、人数規模に関わりなく1名から導入できます。</p>																
<p>Q2 役員も企業型に加入できますか？</p>	<p>A2 原則70歳未満の厚生年金保険被保険者であれば、役職に関係なく社長や役員でも加入できます。もちろん、掛け金は全額損金計上できます。</p>																
<p>Q3 役員だけの企業の場合、個人型と企業型ではどちらがメリットが大きいですか？</p>	<p>A3 役員が厚生年金の被保険者の場合、個人型の拠出限度額は月額23,000円となります。一方、企業型では月額55,000円と倍以上の掛金を拠出できます。さらに企業型で拠出する掛金は損金となり、個人の給与収入とはならないため、社会保険料の算定基礎からも外れます。これらの税効果、社会保険料の負担軽減効果が見込める場合、役員だけの加入であっても企業型のメリットは大きいと言えます。</p>																
<p>Q4 個人型の年金資産を企業型へ移換できますか？</p>	<p>A4 企業型の加入資格を取得し、企業型で掛金を拠出する加入者は、個人型の運用商品を一旦全部売却し、現金化した後に企業型へ移換できます。 なお、自身の資産を企業型に移換せずに個人型に残して、個人型運用指図者となる事も本人の希望に応じて可能です。</p>																
<p>Q5 具体的な税制メリットについて教えてください</p>	<p>A5 会社が負担する掛金は全額損金の対象となります。掛金は個人の確定拠出年金口座に積み立てられますが、個人の所得とは見做されません(所得税法による)。原則、60歳以降に受給権を取得し受給開始した時に初めて所得となります。さらに、一時金受取を選択した場合は退職所得として退職所得控除の対象、年金受取を選択した場合は雑所得として公的年金等控除の対象となります。</p>																
<p>Q6 選択制の確定拠出年金の掛金が社会保険料や所得税等の算定基礎とならない根拠を教えてください</p>	<p>A6 選択制の確定拠出年金の掛金は、確定拠出年金法上「事業主掛金」と定義されます。選択制で拠出された「事業主掛金」は、所得税法施行令64条により会社が加入者の確定拠出年金口座に掛金を拠出しても加入者の所得とならないと規定されています。確定拠出年金口座に拠出された掛金は加入者に財産権がある資産ですが、実際には受給権が発生する原則60歳以降まで受け取ることができません。このため、所得となるのは受給権が発生する原則60歳以降となり、それまで課税が繰り延べられます。選択制の掛金に対して社会保険料が掛からない根拠は、社会保険料の算定基礎となる所得が拠出時点では発生していないとみなされているためであり、その結果として選択制確定拠出年金においては、掛金の額によっては社会保険料が減額されることとなります。</p>																
<p>Q7 社会保険料が下がることの不利はありますか？</p>	<p>A7 社会保険料が下がることにより、将来支給される「老齢厚生年金」の額が減少する可能性があります。同様の理由から、健康保険、雇用保険における給付額が減額となる可能性があります。</p> <p><計算例>加入者年齢30歳(給与月額25万円)が60歳まで毎月1万円の掛金拠出をした場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険種類</th> <th>支給金種類</th> <th>減額見込額※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生年金保険</td> <td>老齢厚生年金</td> <td>39,464円(1年当たり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康保険</td> <td>出産手当金</td> <td>477円(1日当たり)</td> </tr> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>477円(1日当たり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">雇用保険</td> <td>育児休業給付金</td> <td>223円(育児休業開始日から180日目まで) (いずれも1日当たり)</td> </tr> <tr> <td>介護休業給付金</td> <td>167円(育児休業開始日から181日目以降)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現在の法令等に基づいた概算値であり、実際の金額とは異なる場合があります。</p>	保険種類	支給金種類	減額見込額※	厚生年金保険	老齢厚生年金	39,464円(1年当たり)	健康保険	出産手当金	477円(1日当たり)	傷病手当金	477円(1日当たり)	雇用保険	育児休業給付金	223円(育児休業開始日から180日目まで) (いずれも1日当たり)	介護休業給付金	167円(育児休業開始日から181日目以降)
保険種類	支給金種類	減額見込額※															
厚生年金保険	老齢厚生年金	39,464円(1年当たり)															
健康保険	出産手当金	477円(1日当たり)															
	傷病手当金	477円(1日当たり)															
雇用保険	育児休業給付金	223円(育児休業開始日から180日目まで) (いずれも1日当たり)															
	介護休業給付金	167円(育児休業開始日から181日目以降)															

13 よくあるご質問(Q&A)

Q8 掛金の積み立てを停止することはできますか？	A8 原則、掛金の積み立てを停止することはできません。ただし、休職期間、育児・介護休業期間中(共に会社都合以外の事由の場合に限る)のうち無給の期間については、規約に定めることで掛金の積み立てを停止できます。
Q9 希望する従業員のみ加入することはできますか？	A9 前払退職金制度と確定拠出年金制度の選択制とすることで、希望者のみ加入が可能となります。希望しない従業員は前払退職金として給与に併せて受け取ります。
Q10 年金資産の引き出しはできますか？	A10 年金資産は「60歳以上の資格喪失年齢到達または資格喪失事由に該当し老齢給付金の受給権を取得したとき」「障害の認定」「死亡」以外での、途中引き出しは原則認められていません。
Q11 自己破産した場合の年金資産の取り扱いを教えてください	A11 確定拠出年金法第32条では、「給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。」と定められており、会社破綻時に自己破産しても、最低限の老後資金を保全することができます。中小企業の経営者の場合、銀行の借入に個人保証するケースが多いため、経営者の有効な防衛手段となります。
Q12 60歳以上の社員が企業型に加入する事は可能ですか？	A12 原則 70歳未満の厚生年金保険被保険者は企業型への加入が可能です。ただし、実際の加入年齢の上限は企業型年金規約や各社の規程の定めに応じて決定されます。
Q13 老齢給付金の請求は受給可能年齢に達した後、直ぐに手続きをすべきですか？	A13 受給可能となった日から75歳の誕生日の2日前までは、いつでもご請求可能です。ただし、老齢給付金の請求を行わないで75歳に達したときは、資産管理機関が記録関連運営管理機関の裁定に基いて、老齢給付金の支給を行います。
Q14 「指定運用方法」とは何ですか？	A14 掛金に対する運用指図(配分指定)がないまま、一定期間経過すると自動的に購入される商品で、年金規約にて定められます。拠出された掛金に対し運用指図が行われないと、待機資金として管理されます。通常、加入者が3カ月以上(特定期間と言います)にわたって自身で掛金の配分設定をしなかった場合は、運営管理機関より運用指図の設定を行うよう督促がなされます。その後、さらに2週間以上の猶予期間を経ても運用指図が無い場合、「指定運用方法」の商品が自動的に購入されます。
Q15 ポータビリティとはどのようなことですか？	A15 確定拠出年金制度におけるポータビリティとは、現在加入している制度で積み立てた資産を勤務先や就業等の状況に応じて、他の確定拠出年金制度に持ち運ぶことを指します。60歳以降に老齢給付金が受給可能な企業型に加入している加入者が、受給年齢到達前の転職または中途退職により加入資格を喪失する場合、これまで積み立てた年金資産を転職先の企業型制度もしくは個人型や通算企業年金に移換して運用を継続できます。次ページの「中途退職した場合の選択肢」をご参照ください。

中途退職した場合の選択肢(ポータビリティ)

退職後の
お手続きの流れ

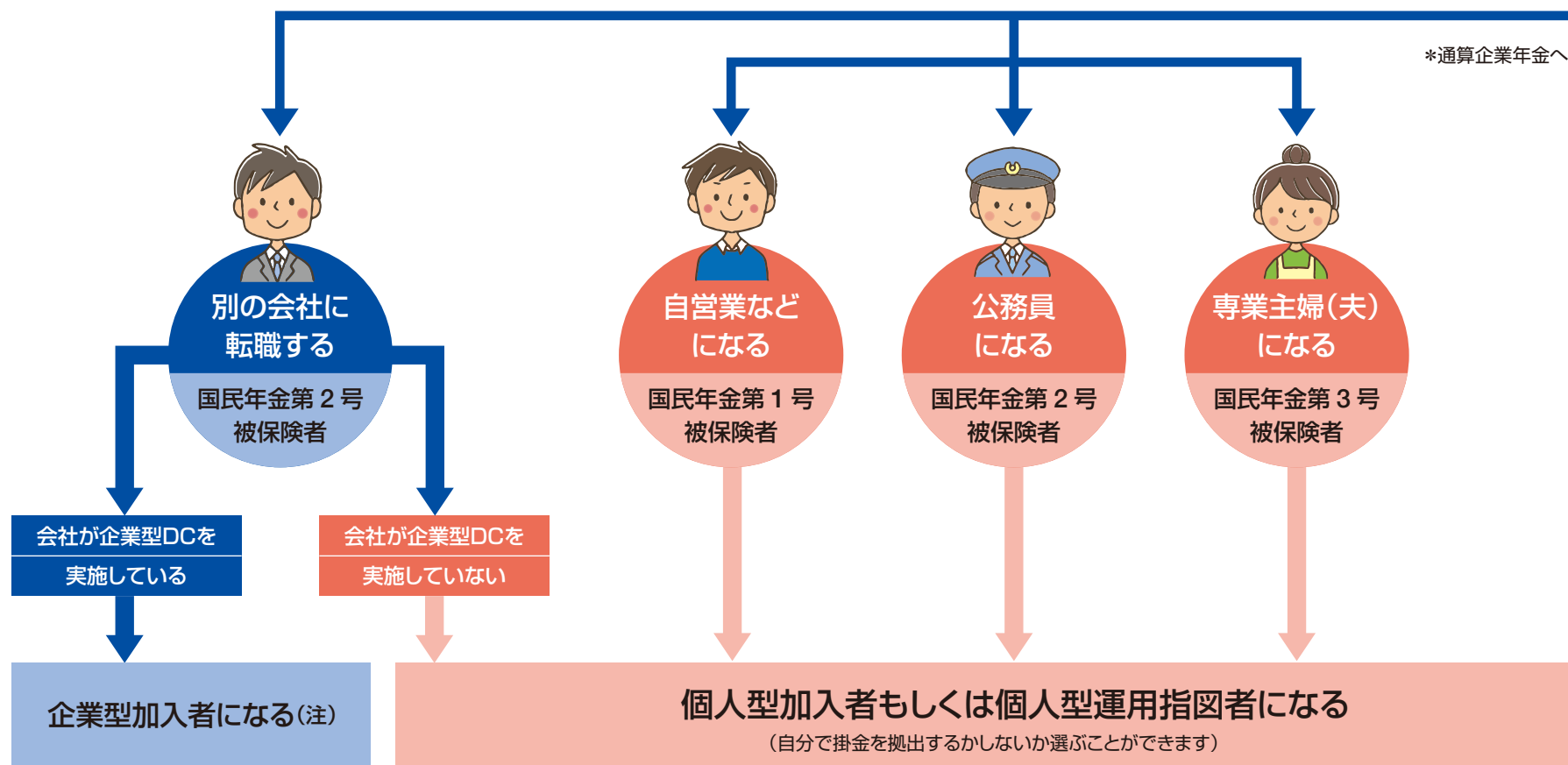
退職後、運営管理機関より
説明書類が自宅へ届きます。

退職後の資産移換手続きは
自分で行う必要があります。

退職後、6ヶ月以内に
手続きしましょう。

※退職後、6ヶ月以内に手続きをしなかった場合、国民年金基金連合会へ自動移換され管理手数料が資産から控除されます。

*通算企業年金への移換も可能です。



(注)・規約上個人型への加入を認めている場合、企業型と同時に個人型加入者となることが可能です。前職の年金資産は企業型に移換します。

・企業型確定拠出年金に加入資格がない場合、もしくは加入する事を選択しなかった場合は前職の年金資産を個人型に移換し、個人型の加入者または運用指図者となることがあります。

「ながぎんDCプラン」は確定拠出年金法に基づく企業型年金制度となります。
導入にあたっては、必ず下記の注意点をご確認ください。

- ◆ 確定拠出年金で積み立てられた年金資産は、60歳以降で受給権を取得するまで引き出しをすることはできません。
(法令上の脱退一時金の請求要件を満たした場合、加入者の死亡もしくは所定の障害状態となった場合を除きます。)
- ◆ 掛金は毎月所定日にご指定の口座より口座振替となります。法令上、未納分の追納はできませんのでご注意ください。
- ◆ 掛金が2か月連続で口座振替されない場合、制度を脱退いただきますので、予めご了承ください。
- ◆ 法令上、加入者への運用に関する基礎的な投資教育、継続教育は、制度を実施する事業主の責務となります。
- ◆ 企業管理者が使用する管理者サイトは、対応するインターネットブラウザ(*)がマイクロソフト社 Windows を OS(オペレーティングシステム)とする Microsoft Edge もしくは Google Chrome のみとなります。
その他の OS、ブラウザはご利用できませんのでご注意ください。
* インターネット上のウェブ ページの情報を画面上に表示するための閲覧ソフト
- ◆ 加入者のご登録作業にマイクロソフト社の Microsoft Excel を使用します。
その他の代替ソフトは動作しませんのでご注意ください。

当パンフレットは、作成日時点における信頼できる情報に基づいて作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。今後、外部環境の変化、法令や税制等の改定により、取扱内容が変更される場合があります。また、会計、税務、法律面の取り扱いにつきましては、各専門家にご確認のうえ、自らご判断ください。

ながぎんDCプランに関するお問い合わせ

運営管理機関
株式会社長野銀行

☎ 0263-27-3855

営業時間：平日 10:00～17:00(祝日、年末年始除く)